（定價金二錢）　（日曜日休刊）　（遞信省認可）

時事新報

第千五百七十二號
明治二十年四月廿六日　火曜日
舊丁亥四月四日（辛酉）
日出午前五時十六分　日入午後六時四十分
月出午前七時十二分　月入午後九時十七分
滿潮午前七時二十六分　午後七時四十二分
（西曆一千八百八十七年）

時事新報

私設鐵道發起者諸君に告ぐ

近來鐵道敷設の說日本全國に蔓延して各地の有志者より鐵道私設の義を其筋に請願するもの陸續として引きも切らず即ち鐵道の氣運の漲ぎたるものにして國の爲めに誠に目出度き次第なれば其筋の人々ハ成る可き丈けの手都合を盡して速に其願意を聞き屆けられんこと我輩の旦夕希望する所なれどもつら／＼今の實際の事情を察するに其筋の人々も鐵道請願者の願意を達するに當りて聊か當惑の箇條もあるものゝ如し元來鐵道は文明の事業にして之れに着手するに當りては精密なる思慮と深遠なる見識とを要するものなり例へば地勢の事に就ても日本は歐米各國の例を以て論ず可らざるものありと申すは日本の國狀たる細長くして山脈中を貫き中高くして兩側低く恰かも馬鬣狀を爲すが故に中央より兩海岸に至る其勾配甚だ急に河流の速力亦隨て急暴なること殆んど他國に類例なき程にして此河流に加ふるに各地鐵道の由る所、大抵山脈あらざるはなく之を削平し之を貫通し之と上下して線路を架設するには豫め其地質をも檢査せざる可らず又米國などに於て當初鐵道を敷設したる時は千里の沃野無人の境を冒して其工事を開きたるが故に始めは非常に不利益にして終りは非常に利益あるの順序なれども目下我國にて鐵道を敷設する筋道は孰れも相應の人口と有する場所にして開業早々餘り損毛もあらざる可しと雖ども左ればとて年を經るに隨て非常の利益を生ず可しとも思はれず即ち我國と米國と鐵道經濟の事情を異にする所以にして鐵道發起者の豫め注目す可き所なり其他極直接の事に就ては線路の測量運送貨物の多寡等最も精密なる調査を要する筈なれども近來各地方にて鐵道敷設を發起し又之と請願する人々の中には世間の囂々たる鐵道論に浮かされ或は株流行の興に乘じて一條の鐵道線を發見するや否や工事の難易、運送貨物の多寡等精密なる調査を爲すに及ばず漠然たる目分量と以て此鐵道は年利凡そ何分何朱の利益ありとて直に起工を請願するものさへあしとも云ふ可らず酷に之と許すれば地租改正の際田地の丈量にも當惑したる位の人が今や進んで鐵道の工事を發起し豐束なる調査表と持參して起業の許可を出願するやうの場合も少なからざるが如き次第にして其筋の人も斯かる請願書に接しては何の苦もなく之を許可する譯にも參らず如何に政府が鐵道に熱心なればとて是れには少しく當惑し居るやに聞けり即ち我日本國にて私設鐵道論の勃起せし以來凡そ一箇年餘の歲月を閱するも其筋に於て今日尚未だ公然たる許可と與へざる所以の一端にして我輩が今備を君子に求むるの意と以て云へば其筋に於ても早く斯くと心附きて鐵道請願者に其然る所以を諭し其請願書の中此處は疎漏あり、其處は不行届あり、工事の測量は凡そ何程の精密を要して運送貨物の多寡は云々の調査を遂げざる可らず云々とて各地方鐵道請願人の納得するやう詳細に懇切に說諭して其要領を得せしめんこと誠に希望する所なれども今の文明世界に在て社會上經濟上にも大關係ある鐵道の工事を發起せんとするの任に當る人々は人の指導を待たずして自から其事の艱難不容易なるを悟り其筋に向て公に之を請願する前に先づ私に十分の調査を遂げ線路の測量貨物の多寡等に於て細かに近く意と致すは勿論、或は遠く大に眼界を廣めて工事落成汽車運轉したる其後に其經濟を如何にし如何に之を管理すべきや豫め其邊の事情にも注意し鐵道事業と觀察するに顯微鏡と望遠鏡とを互用して遠近細大着眼の行屆かざる所なきを期し然る後にて始めて之れに着手するこそ肝要なるべし試に見よ我政府にても曩きに中山道鐵道を起工したるに中道其工事の案外に困難なるを發明して遂に之を中止したるに非ずや政府の起業其測量調査は十分に行屆きたるにも拘はらず實際に臨んでは徃々此くの如きことありとすれば民間の事業に於ては假令へ十分の調査を遂ぐるも尚此等の不都合なきを必す可らず況んや其測量調査の甚だ不十分なるに於てとや實際に臨んで種々の故障を生ずると我輩の甚だ掛念する所なり故に今我輩は我政府が鐵道私設と許可するの遲々たるを惜むと同時に各地私設鐵道の發起者諸君に向て其起業請願に先ち工事其他萬端の實測を成る可き丈け精密詳細にせられんこと希望するものなり

官報

○大藏省告示第四十八號

七分利付金祿公債元金百五十二萬四千二百三十圓償還ノ爲メ本月二十一日當省主務ノ官員東京府廳ヘ出張シ全國證書所有者ノ總代八十五名立會ノ上抽籤執行シ其方法ノ公平正實ナルコトヲ立會人ノ保證ヲ得テ別記記號番號ノ證書當籤ト定ム

但當籤證書ノ內客年當省告示第九十八號第百十一號ニ據リ整理公債證書ニ交換シタルモノアルトキハ當籤ヲ無効トナスモノトス

明治二十年四月廿五日　大藏大臣伯爵松方正義

○大藏省告示第四十九號

本月抽籤ヲ以償還シタル七分利付金祿公債元金ニ對スル現金ノ代リトシテ整理公債證書ノ交付ヲ望ムモノハ各自元利金ノ交付ヲ受クヘキ日本銀行本支店又ハ代理店ヘ當籤證書ヲ持參シテ整理公債證書ノ交付ヲ請求スヘシ整理公債證書ノ利子ハ二十年五月分ヨリ之ヲ付スルモノトス但來ル五月三十一日ヲ過キ前項ノ請求ヲナスモノハ其請求ノ翌月ヨリ利子ヲ付スルモノトス

明治二十年四月廿五日　大藏大臣伯爵松方正義

○支那反古紙片取扱章程　近頃湖北省武昌府保甲局(警察事務局)より反古紙片取扱章程八箇條を布達せられたり淸國官民は總て有字の紙片を惜み斷簡隻墨と雖ども敢て濫棄することなきのみならず又之を利用することを爲さず皆焚化し其灰は布袋に盛り江河に投ずるの習慣あり故に各地方には官設或は民設を以て惜字會の備へあらざるなし蓋し字跡は古聖の製作する所にして能く人の智を補助する功益あるを敬惜する所以なり此章程は淸國風俗の一部を見るに於て稗益なしとせず因て左に其要略を譯出す

營官城內外ニ在ル告示並ニ街巷ノ牆壁等ニ貼付セル各種ノ廣告紙ハ久シク風雨ニ暴露シ霜雪ニ侵剝セラレ其極泥土ニ委シ人畜ニ踐蹋セラルヽハ最モ敬惜ノ道ニ背ケルモノナリ本府文昌門內ナル惜字公局ニ於テ日ニ各種ノ反古紙屑ヲ收買スレトモ該局ヨリ派遣スル收紙人夫ハ市街各商店屋舖學校等ノ反古紙屑ヲ收得スルニ過キス故ニ今回右ニ關スル章程八箇條ヲ議定シ該局ニ申令シテ牆壁上ナル紙片及芥掃塲等ニ遺棄セル紙屑ヲ收拾セシムルモノナリ

第一條　各街門ノ告示ハ時日ヲ經過セスシテ未タ消印ヲ施サヽルモノハ都テ妄動スルコトヲ准サスト雖モ既ニ雨露ニ浸觸セラレ字跡模糊トシテ辨スヘカラサルモノ及狂風ニ損折セラレ牆壁ヲ脫落セントスルモノニ限リ收拾シテ惜字公局ニ送致スルヲ准ス但シ未タ消印ナキ告示ヲ收拾セシ時ハ本局ニ通知スルヿヲ要ス

第二條　各商店等ノ要用ナル廣告ニシテ其廣告シタル月日ノ該紙上ニ記載シアルモノハ其月日ニ照ラシ一箇月以內ハ剝刮スルコトヲ得ス其月日ノ記載ナキモノハ其紙色字跡ノ尙ホ鮮明ナルト既ニ晦暗ニ屬セルモノトヲ分別シテ取捨ヲナスヘシ又緊要ナラサル廣告紙ノ如キハ時日ニ拘ハラス紙色ノ少シク汚レタルハ悉ク剝去スルモ妨ケナシ

但シ要用ナル廣告紙ニシテ一箇月ヲ經過セサルモノト雖モ既ニ毀損シ剝落セントスルモノヽ如キハ此限ニアラス

第三條　各街巷牆壁面ニ往々「此處不准堆柴草」又ハ「禁止便溺」等ノ字ヲ寫スモノアリ或ハ兒童ノ戲書セルモノアリ是等ハ一タヒ大雨ニ遭ヘハ必ス石灰ト共ニ剝落シ泥土ニ混入シ收拾スヘカラサルヲ常トス故ニ該局ノ掛員ハ此等ノ字跡ヲ認メ緊要ナラサルモノナレハ總テ削去スヘシ

第四條　各街巷ノ塵芥ヲ堆積シタル場所ニハ往々有字紙屑ノ混迸セシモノ少ナシトナサス此等ハ最モ勤メテ收拾セサルヘカラス其紙片ノ汚穢セルハ水ヲ以テ洗滌シ公局ニ送付スヘシ

第五條　牆壁上ノ廣告紙等ヲ剝取スルニハ先ツ水ヲ以テ紙上ニ吹掛ケ水液ノ充分紙背ニ透入シタル後ヲ待チテ之ヲ收拾シ紙片ノ損折及牆壁上ニ字紙ノ遺留スルコトナカラシムヘシ

第六條　惜字公局ヨリ派出スル拾紙人夫ニ與フル日當ハ平時ハ該局幹事ヨリ適宜ニ授渡サシムト雖モ當府縣考院ノ大小各考試執行中ハ讀書人士ノ雲集スルコトナレハ商買ノ來往モ繁ケク隨テ各種廣告紙ノ牆壁上ニ貼付セルモノ並ニ有字紙片ノ道路ニ散遺スルモノハ實ニ夥多ナルヲ以テ此際該局人夫ニ給與スル日當ノ增添及人夫ノ增發等ハ都テ上官ノ指揮ヲ仰クモノトス

第七條　專ラ考院ニ向テ派遣シタル拾紙人夫ト雖モ考院ノ收拾ヲ終リテ順路義學(義塾)書館(小兒學校)等ヲ收得シタル時ハ幹事ヨリ相當ナル賞錢ヲ增給セシムルモノナリ

第八條　考院ノ告示及義學書館等ノ各種ノ字紙ハ之ヲ例外トシテ其他平日人夫ノ携ヘテ公局ニ來リタルモノハ詳ニ斤目ニ照ラシテ錢ヲ給ス而シテ公局ノ掛員ハ時々街巷ヲ巡視シ陳雜セル廣告紙等ノ有無ヲ稽査シ人夫ノ勤惰ヲ摘發スヘシ

○千八百八十七年度佛國歳出入豫算　本年二月二十八日刊行の佛國官報を閱するに元老院及代議院の可決を經て同二十七日共和國大統領より布告せる千八百八十七年度の歳出豫算規定法を掲載せり該法に據れば同年度の通常費として諸省卿に許與せられたる費額は合計二十九億五千七百三十八万八千九百六十四法にして其內譯左の如し

大藏省	一、五一〇、一二〇、二三七	司法省	三七、三〇四、〇〇一
外務省	四四、二九九、九〇〇	內務敎部省	一五、〇五七、八七一
驛遞電信省	一三八、七〇二、一六八	陸軍省	五五五、九三四、五二九
海軍殖民省	二二九、七〇一、八六三	文部美術省	一四五、三〇三、四三五
商工務省	二〇、二三〇、〇二八	農務省	三九、五七八、六七三
工部省	一二一、一五六、二五九	合計	二、九五七、三八八、九六四

右大藏省の通常費十五億一千十二万二百三十七法の中、十二億八千六百三十七万二千三百十四法は公債に關する費額にして千三百二十二万八千八百六十法は公權に關する費額なり又公權費の中、共和國大統領の俸給は六十万法、其家居費は三十万法、其旅行、移轉及交際費は三十万法、元老院の行政費及元老院議員の手當金は四百六十万法、代議士の手當金は七百四十二万八千八百六十法なり

又千八百八十七年度の別途支出費は合計四億六千七百十二万三千四百五十二法にして其內譯左の如し

大藏省	一九二、三四二、六五七	內務省	二五六、三二二、九五五
海軍殖民省	二七四、三八〇	文部美術省	一五、七七五、七六〇
農務省	二、四〇七、七〇〇	合計	四六七、一二三、四五二

又千八百八十七年度の歲計豫算に添附すべき附加費は歲出入ともに七千九百十二万四千七百五十八法にして其內譯左の如し

大藏省	一、六一九、六〇〇	大藏省	一、六一九、六〇〇
司法省	二六、二二二、五八五	司法省	二六、二二二、五八五
海軍殖民省	一二、五二二、二〇三	海軍殖民省	一二、五二二、二〇三
商工務省	六六八、二〇〇	商工務省	六六八、二〇〇
工部省	三〇、〇八四、三七〇	工部省	三〇、〇八四、三七〇
驛遞電信省	八、〇〇七、八〇〇	驛遞電信省	八、〇〇七、八〇〇
合計	七九、一二四、七五八	合計	七九、一二四、七五八

○小兒れ枕　米國小兒の死亡の原因は多くは頭腦の病にあり故に赤痢或は虎列剌に罹りて死せる小兒も其死亡の直接の原因は概ね是等の病に續發せる腦病にあり是れ全く小兒をして羽毛枕を用ひしめ一日二十四時の內此枕に頭を埋むると二十二時間許の久しきに涉るを以て稚兒の頭腦は宛も小釜の中に在るが如く蒸熱せらるゝが故なり斯くして遂に腦病を誘致し以て死に至らしむ故に小兒の腦病を豫防せんと欲せば宜しく藁心の枕を用ひて小兒の頭腦を冷涼ならしむべし毛心は藁心の如く屢々更改して充分淸潔ならしむると能はざるを以て藁心に劣ると數等なり（以上本年四月二十五日官報）

雜報

○歐洲駐在支那公使　佛國及び獨逸駐留の支那公使許景澄氏は赴任以來滿三年になるに付き太史汪芝房これに代るの風聞ありと香港中外新報に見えたり

○李氏鉛塊を購ふ　李鴻章氏は英商老順記洋行より白鉛五十萬斤黑鉛三十萬斤を毎百斤に付き平均四兩餘にて買求むるの約束せりみれば專ら彈丸を製造するためなりと云ふ

○北京の氣候　本年は例年に比して却て暖かなる春氣なりしが去る三月三十一日より大雨盆の如く翌日に至つて止みたれども寒氣忽ち甚だしく高山頂上には雪積ること數寸にして四月三日に至るまで各家用水みな氷と見たりと云ふ

○德川正二位の別邸　靜岡住居の德川慶喜公は今度同縣有度郡西草深町なる山手の畑地三町歩餘を買取て別邸を新築して避暑の用に充る筈の計畫なりといふ

○製圖課　海軍省艦船局にては今度同局內に製圖課なるものを置き同省
りて事務を取扱ふ

○海軍造船學校
機關學校の構內に
計畫なりといふ

○庖丁式　一昨廿四
産大集會の席上に於
には午後一時三十分
は第一田中淸次郎
神氏章魚の庖丁第
治兵衛氏長久鯉と
の庖丁第八支那人
なる事なりしと當
軍少將村田田中の
にて同五時に散會

○送別の宴　今度
る大河內輝剛氏は明
に付き同氏れ知友七
り送別の宴を交詢社

○大森鑛泉塲れ株組
を發見し一二の人々
ればとて愛に一れ人
裏手總一面に小岡
何れも數百人の客と
度右溫泉塲を株主組
別の二種に分ち通常
く其利益を配當し特別
當を一割なれば五朱
の代りに特別株を有
樂館の仕組に模擬す
く浴客より募ると云
まで及べり是より
或人の語れり

○パルレヤ號　來る五
東洋との間に太平洋の
航したるが右の新航路
ルレヤ號は本月十四日
け香港を拔錨したるに
航海と開くに至るべき

○芝區醫員會　同區の
より交詢社の會堂にて

○地所の騰貴　麻布區
掛けての地所は從來一
今好き人の多く俄に四

○慈惠金　本年一月よ
金は百九十六圓七十七錢

○感化慈善會　同會の
宅に會し先づ同會の規
擧して內務司法兩大臣
決したるが當選の人々は
郎近藤廉平田中菊二郎
北澤正誠高瀨眞卿岡本

○東京地學協會　京橋
六日午後七時より例會を
要第二回)の演說並に
りといふ

○獨逸學協會學校　にて
の特典と與へられたる
更に評議員五名、校長一
千名、書記若干名の編

○獨逸皇帝生命の